

平成24年度  
地域の再生可能エネルギー等を活用した  
自立分散型地域づくりモデル事業  
Q & A  
(ver. 3.0)

環境省総合環境政策局環境計画課

平成24年10月

**問1：この事業の目的は何ですか。**

本事業は再生可能エネルギーや未利用エネルギーによる自立分散型エネルギーシステムを導入することにより、全国のモデルとなる、災害に強く、低炭素な地域づくりを支援することが目的です。

**問2：この事業は実証事業ですか。**

本事業は実証事業のような技術開発要素は含まれておらず、既存の技術を活用した自立分散型の地域づくりを行う事業に対する補助となります。

**問3：交付金に上限はありますか。**

1件あたり1年度につき2億5千万円程度を上限としております。

**問4：事業期間は何年まで可能ですか。**

原則3年以内までとしております。

**問5：事業対象地域の規模について指定はありますか。**

事業対象地域の規模に決まりはありませんが、実施事業の予算に適した規模であることが求められます。

**問6：対象地域の条件はありますか。**

本事業の実施にあたっては、建物単体ではなく、一定の広がりをもった地区街区を対象地域としています。

また、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立分散型エネルギーシステムにより、低炭素化の効果が得られ、かつ防災性向上の必要性が認められる場所が対象地域となります。

**問7：どのような再生可能エネルギー導入設備が補助対象となりますか。**

太陽光・風力・小水力を利用した発電設備、太陽熱・地中熱・温泉熱等を利用した熱利用設備やバイオマス利用設備が補助の対象となります。

**問8：未利用エネルギー導入設備は補助対象となりますか。**

稼働中の工場・下水処理場・発電所などから生じる廃熱を新たに利用するための設備は補助の対象となります。

**問9：再生可能エネルギーや未利用エネルギーを導入する施設（建築物）の構築費用は補助対象となりますか。**

本事業は、再生可能エネルギー等の設備に対する補助であり、再生可能エネ

ルギーや未利用エネルギーを導入するにあたって必要となる施設(建築物)の構築については補助対象とはなりません。

**問 10：自立分散型エネルギーシステムとはどのような仕組みですか。**

災害時など系統電力が使用できない場合においても、地域内で必要とされるエネルギー源を確保できる仕組みの事です。

**問 11：導入途中の再生可能エネルギーや未利用エネルギー設備への補助も対象となりますか。**

導入途中の再生可能エネルギーや未利用エネルギー設備への補助については対象とはなりません。

**問 12：ガスコージェネレーションシステムなど、化石燃料を使用する設備は補助対象となりますか。**

新たに導入する再生可能エネルギー・未利用エネルギーを利用するための設備と連携し、自立分散型エネルギーシステムを構築するために活用する場合には対象とします。化石燃料を使用する設備単独での導入については対象とはなりません。

**問 13：エネルギー制御システム・蓄電池・導管・自営線等の設備は補助対象となりますか。**

再生可能エネルギー・未利用エネルギーを利用するための設備を活用する形で自立分散型エネルギーシステムを構築するために必要な場合については対象とします。

**問 14：自立分散型エネルギーシステムの構築にあたり、システム開発が必要となることもあるが、その際の改修費用は補助対象となりますか。**

既存の自立分散型エネルギーシステムでは事業内容に適さないこともあり得るので、その際の改修費用は補助対象となります。

**問 15：個人住宅・集合住宅に再エネ設備等を導入することは補助対象となりますか。**

個人住宅への再生可能エネルギーや未利用エネルギーに係る設備導入については補助対象にはなりません。

集合住宅については、災害時に当該住宅の住民以外の者であっても避難場所として利用できる施設が含まれているなど、本事業の趣旨に合致すると認められれば対象となります。

**問 16：地方公共団体とはどのような連携をする必要がありますか。**

本事業は一定の広がりをもった地区街区について、低炭素化と防災性向上を実現するための取組であるため、対象地域において防災計画が定められている場合には、当該計画との整合性をとるために地方公共団体との連携が必要となります。または共同事業者として地方公共団体が参加する形態も想定されます。

応募書類を提出するにあたって、地方公共団体と本事業について連携体制を構築していることがわかる協定書などがある場合には、添付することとしています。

**問 17：大学等研究機関との連携とは、どのようなものを想定していますか。**

産学官連携のプロジェクトと言えるだけの連携の確保は必要であり、専門技術を活かしたアドバイスや技術支援、データ収集及び分析・評価等を想定しております。また、連携機関としては大学の他に高等専門学校なども想定しております。

**問 18：「先進的・特徴的な取組」とはどのようなものですか。**

特に基準はありませんが、地域の特性を活かしたユニークな取組を想定しております。

**問 19：CO2削減量について目標値はありますか。**

事業計画を提出していただく際には、事業内容に適した目標値を定めていただきます。ただし、事業内容に照らしてその目標値が妥当かどうかを環境省が判断し、目標の修正をお願いすることもあり得ます。

**問 20：供給エネルギーの使途に決まりはありますか。**

本事業による導入設備により供給されるエネルギーについては、低炭素な地域づくりの支援と災害時におけるエネルギー源の確保を両立する観点から、非常時はもちろんのこと、平常時においても、設備を導入した施設のみならず、事業対象地域内への供給を実施することとしております。

**問 21：再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT法）の適用は可能ですか。**

本事業は、再生可能エネルギー等を活用した自立分散型エネルギーシステムを導入し、災害にも強く環境負荷の小さい地域づくりを実現しようとするものです。災害時には発電した電力を自ら消費できるようなプロジェクトである必要があることから買取制度の対象として発電した電力を電気事業者に売り、非常時を含めて別途系統から電力を購入する形は本事業の趣旨になじみません（系統がストップした場合は「自立」でなくなってしまうため）。以上を踏まえ再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT法）の適用は認められません。ただし、系統に接続した上で、夜間や休日の余剰電力を電気事業者との個別契約により売電することを妨げるものではありません。

なお、利益が発生した場合に、相当分の補助金の返還を求めることがありますのでご承知おき下さい。

**問 21 導入した設備の全面稼働が次の年度にまたがることは可能ですか。**

全面稼働している必要はありませんが、年度ごとに効果検証を行っていただくこととしていますので、予め事業計画を確認した上で、それに沿って稼働した範囲で効果検証を行うことが必要です。